

堺市公報 号外第12号	令和3年3月31日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 【ICTイノベーション推進室】	6
○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 【総務局行政部行政経営課】	10
○堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例 【総務局人事部人事課】	11
○堺市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部人事課】	12
○堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部労務課】	13
○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部人事課】	14
○堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部労務課】	16
○堺市区政策会議に関する条例 【市民人権局市民生活部市民人権総務課】	17
○堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 【市民人権局市民生活部市民協働課】	19
○堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部を改正する条例 【文化観光局観光部観光推進課】	20
○堺市立国際交流プラザ条例の一部を改正する条例 【文化観光局国際部国際課】	22
○堺市小口更生資金貸付基金条例を廃止する条例 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	23
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	

【健康福祉局生活福祉部国民健康保険課】	24
○堺市介護保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	28
○堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	30
○堺市手数料条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局健康部保健所食品衛生課】	32
○堺市基金条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局健康部保健所動物指導センター】	33
○堺市総合防災センター条例	
【消防局総務部総務課】	34
○堺市火災予防条例の一部を改正する条例	
【消防局予防部予防査察課】	37
○堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	
【消防局予防部危険物保安課】	39
○堺市歯科口腔保健推進条例	
【議会事務局調査法制課】	44

本号で公布された条例のあらまし

○堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第3号）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、条例の題名、目的等を改めるとともに、電子情報処理組織による申請等に係る規定等について見直しを行うもの

○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和3年条例第4号）

市政集中改革室及び泉北ニューデザイン推進室を設置するもの

○堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例（令和3年条例第5号）

- (1) 堺市職員定数条例第2条及び堺市保健福祉総合センター設置条例第5条の職員の定数について改めるもの
- (2) 堺市職員定数条例第3条の定数外の職員について、新たに対象となる職員を追加す

るもの

○堺市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第6号）

人事評価に係る制度の見直しを踏まえ、勤務実績が良くない場合における降任又は免職の事由について改正するもの

○堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第7号）

会計管理者の職務の級を部長級から局長級に変更するもの

○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第8号）

会計年度任用職員の給与額を減額する病気休暇について、その期間が連続して30日を超える場合の病気休暇としているところ、連続して90日を超える場合の病気休暇に変更するもの

○堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第9号）

- (1) 児童虐待対応業務等に従事した日に支給される特殊勤務手当の額を改定するもの
- (2) 高齢者、障害者及びDVに係る虐待対応業務を特殊勤務手当の支給対象とするもの

○堺市区政策会議に関する条例（令和3年条例第10号）

区政策会議の開催等に関する基本的事項を定めるもの

○堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年条例第11号）

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う条項のずれ等を修正するもの

○堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）

大型車等の駐車場に係る使用料について、現行、駐車時間が24時間を経過するごとに算定しているところ、今後は、1日ごとに算定することとするもの

○堺市立国際交流プラザ条例の一部を改正する条例（令和3年条例第13号）

堺市立国際交流プラザの名称を堺市立多文化交流プラザ・さかいに、その位置を堺市堺区南瓦町に変更するもの

○堺市小口更生資金貸付基金条例を廃止する条例（令和3年条例第14号）

小口更生資金の貸付制度及びこれに係る基金について定める本条例を廃止するもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）

国民健康保険法施行令の一部改正並びに大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率の算定条件等の変更等に伴う所要の改正を行うもの

○堺市介護保険条例の一部を改正する条例（令和3年条例第16号）

令和3年度から令和5年度までの間における第1号被保険者に係る介護保険料の保険料率及び市町村民税非課税者等である被保険者に係る保険料率の軽減措置を規定するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴う改正を行うもの

○堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護老人福祉施設及び特別養護老人ホームの居室の定員について改めるもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第18号）

ふぐ処理業の許可申請手数料に係る規定を削除するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

○堺市基金条例の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）

新たな基金として堺市動物愛護基金を設置するもの

○堺市総合防災センター条例（令和3年条例第20号）

災害に関する知識及び防災技術の普及向上等を図るとともに、災害発生時における応急活動の拠点としての役割を果たす防災センターを堺市美原区阿弥に設置するため、その事業、施設等に関する事項について定めるもの

○堺市火災予防条例の一部を改正する条例（令和3年条例第21号）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正を踏まえ、急速充電設備について、その位置、構造及び管理に関する火災予防上必要な措置等に係る改正を行うとともに、その設置及び変更について届出を要する旨定めるもの

○堺市消防手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第22号）

高圧ガス保安法に基づく容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査に係る手数料について規定するもの

○堺市歯科口腔保健推進条例（令和3年条例第23号）

市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むことにより、その生涯にわたる健康の保持及び増進に資することを目的に、本市の歯科口腔保健の推進に関し市の責務等を明らかにし、本市における歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、市民の役割について定めるもの

条 例

堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第3号

堺市行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例の一部を改正する条例

堺市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年条例第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民、事業者その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び市の経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条を次のように改める。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る

電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」

を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているもの」を第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等に改め、「当該署名等に」を削る。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等に」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条第1項中「当該市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる」を「電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該市の機関等に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条第2項中「、少なくとも毎年度1回」を削り、「方法により」の次に「随時」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、

当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第4号

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

市政集中改革室

(1) 行財政改革に関する事項

第1条ICTイノベーション推進室の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

泉北ニューデザイン推進室

(1) 泉北ニュータウン地域の計画並びに企画及び調整に関する事項

第1条総務局の分掌事務を定める部分第3号中「危機管理室」の次に「、市政集中改革室」を、「ICTイノベーション推進室」の次に「、泉北ニューデザイン推進室」を加え、同条建設局の分掌事務を定める部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第5号

堺市職員定数条例及び堺市保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例

(堺市職員定数条例の一部改正)

第1条 堺市職員定数条例(昭和29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「3,516人」を「3,757人」に改め、同条第10号中「1,008人」を「1,055人」に改める。

第3条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第28号)第2条第1項の規定により派遣した職員

(6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第20号)第2条第1項の規定により派遣した職員

(7) 堺市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年条例第28号)第2条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

第3条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項各号の規定により休職にされている職員

(堺市保健福祉総合センター設置条例の一部改正)

第2条 堺市保健福祉総合センター設置条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「204人」を「396人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第6号

堺市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「2年間」を「3年間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前における当該職員の直近の人事評価に係る結果の区分が最下位の区分である場合における同区分を含む期間に係る降任及び免職の事由については、この条例による改正後の第3条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第7号

堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2のアの表及びオの表中「会計管理者、」を削り、「監」を「会計管理者、監」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第8号

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）のうち、市長が別に定める職員を除く。）」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る病気休暇（任命権者が定める理由による病気休暇を除く。）の期間が連続して90日を超える場合のその超えた日以後の当該病気休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「会計年度給与条例」という。）第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第12条第1項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員のうち、市長が別に定める職員を除く。）が」に改め、同条第4項中「フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（市長が別に定めるものを除く。）」を「会計年度任用職員」に改める。

第12条の2第4項を次のように改める。

4 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

第12条の2第5項中「フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第13条中「、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員」を「及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第9号

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の3号を加える。

- (3) 規則で定める職員で、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく高齢者又は高齢者を現に養護する者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務に従事するもの
- (4) 規則で定める職員で、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく障害者又は障害者を現に養護する者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務に従事するもの
- (5) 規則で定める職員で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく被害者又は加害者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置に関する業務に従事するもの

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に該当する職員 業務に従事した日1日につき250円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する職員 業務に従事した日1日につき1,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市区政策会議に関する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第10号

堺市区政策会議に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区における区政策会議の開催等に関する基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内に住所を有し、又は当該区域内に存する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者及び当該区域内において公益的活動、事業活動等を行う者をいう。
- (2) 区政策会議 区の区域内において市が実施する施策等について、次条第1項各号に掲げる者から意見を聴取するために開催する会合をいう。

(区政策会議の開催に係る基準)

第3条 区長は、区政策会議を開催し、次に掲げる者から意見を聴取するものとする。この場合において、区長は、公平性及び透明性が確保され、並びに区民等の多様な意見が適切に反映されるよう、その構成に留意しなければならない。

- (1) 公益的活動を行う区民等
- (2) 区長が行う公募に応じた区民等
- (3) 学識経験者その他専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

2 前項の規定により意見を聴取することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
- (2) 市が実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項（前号に

掲げる事項を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 前2項に定めるもののほか、区政策会議は、規則で定める基準に従い開催するものとする。

(区政策会議の意見の反映等)

第4条 区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、市長その他執行機関は、必要があると認めるときは、当該措置に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(堺市区民評議会条例の廃止)

2 堺市区民評議会条例（平成27年条例第3号）は、廃止する。

堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第11号

堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を
改正する条例

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次に」を「次の各号に」に改め、「応じ、」の次に「それぞれ」を加える。

第3条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第10条第2項中「の閲覧」を「に規定する閲覧」に改める。

第21条第1項中「法第54条第4項」を「第5項並びに法第54条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第2条第2項及び第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第12号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部を
改正する条例

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「大型車等」の次に「(道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以下同じ。）」を加える。

第26条第4項中「(昭和35年総理府令第60号)」を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係、第26条関係）

区分	単位	駐車料金	
普通車	1台	最初の1時間までのとき。	510円
		1時間を超え12時間までのとき。	510円に1時間を超える部分について30分までごとに100円を加算した額
		12時間を超え24時間までのとき。	2,710円
		24時間を超えるとき。	2,710円に24時間を超える部分について30分までごとに100円（ただし、24時間につき2,710円を上限とする。）を加算した額
大型車等	1台・1日	1,030円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に開始する使用に係る使用料について適用し、同日前に開始する使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市立国際交流プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第13号

堺市立国際交流プラザ条例の一部を改正する条例

堺市立国際交流プラザ条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市立多文化交流プラザ・さかい条例

第1条中「国際交流プラザ」を「多文化交流プラザ・さかい」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 堺市立多文化交流プラザ・さかい

位置 堺市堺区南瓦町

第10条中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市小口更生資金貸付基金条例を廃止する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第14号

堺市小口更生資金貸付基金条例を廃止する条例

堺市小口更生資金貸付基金条例（昭和39年条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の堺市小口更生資金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく貸付けを受けている者に係る貸付金の償還等については、前項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 旧条例の規定に基づく貸付けを受けようとする者は、令和3年3月31日までに、所定の手続に従い、その旨の申込みを市長に対して行わなければならない。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第15号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第11条の5中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第11条の10中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第15条の2第1項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に、「納付義務者は、アに」を「納付義務者 アに」に、「、イに」を「イに」に改め、同項第2号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に「285,0

00円」に改め、「に285,000円」を削り、「者は、アに」を「者 アに」に、「、イに」を「イに」に改め、同項第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に、「者は、アに」を「者 アに」に、「、イに」を「イに」に改める。

附則第4項中「所得税法」と」の次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と」を加える。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（令和3年度分の保険料に関する特例）

32 令和3年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の79.6」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき23,065円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26,965円」とする。

33 令和3年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

34 令和3年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45.61に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32.28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」

と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.11に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

- 35 令和3年度分の保険料に係る第11条の9第1項の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の44.57に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の55.43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

（第9条第2号ウに掲げる額等の特例）

- 36 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第9条第2号ウ及びエの規定の適用については、これらの規定中「から第3号までに掲げる額」とあるのは、「及び第2号に掲げる額並びに同項第3号に掲げる額（保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を目的として大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成29年大阪府条例第99号）第3条第2号の規定により交付される額を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の

保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第16号

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「39,740円」を「40,740円」に改め、同項第2号中「57,230円」を「58,670円」に改め、同項第3号中「59,610円」を「61,110円」に改め、同項第4号中「71,540円」を「73,340円」に改め、同項第5号中「79,480円」を「81,480円」に改め、同項第6号中「93,790円」を「96,150円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「103,330円」を「105,930円」に改め、同項第8号中「119,220円」を「122,220円」に改め、同項第9号中「132,740円」を「136,080円」に改め、同項第10号中「146,250円」を「149,930円」に改め、同項第11号中「159,760円」を「163,780円」に改め、同項第12号中「173,270円」を「177,630円」に改め、同項第13号中「183,600円」を「188,220円」に改め、同項第14号中「193,940円」を「198,820円」に改め、同項第15号中「196,320円」を「201,260円」に改め、同項第16号中「198,700円」を「203,700円」に改め、同条第2項中「23,850円」を「24,450円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,850円」を「24,450円」に、「37,360円」を「38,300円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「23,850円」を「24,450円」に、「55,640円」を「57,040円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例）

第16条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第3

- 3号) 第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第10条及び附則第16条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第17号

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び次条」を「並びに次条及び第11条の2」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員）

第11条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の一の居室の定員は、地域密着型サービス基準第132条第1項第1号イの規定にかかわらず、4人以下とする。

第19条中「及び次条」を「並びに次条及び第20条の2」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（指定介護老人福祉施設の居室の定員）

第20条の2 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）の一の居室の定員は、老人福祉施設基準第3条第1項第1号イの規定にかかわらず、4人以下とする。

第26条中「及び次条」を「並びに次条及び第27条の2」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

（特別養護老人ホームの居室の定員）

第27条の2 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の一の居室の定員は、特別養護老人ホーム基準第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの規定にかかわらず、4人以下とする。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とし、附則第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第18号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条を削り、第22条の2を第22条とする。

第33条第2項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第34条の5第4号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第5号中「第30条第2項（法第31条第2項）」を「第35条第2項（法第36条第2項）」に改め、同条第6号及び第7号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第8号から第10号までの規定中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第11号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第40条第1項第10号中「第29条第1項、第31条第1項又は第36条第1項」を「第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項」に改める。

附 則

この条例中第33条第2項、第34条の5及び第40条第1項の改正規定は令和3年4月1日から、第22条を削り、第22条の2を第22条とする改正規定は同年6月1日から施行する。

堺市基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第19号

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市民健康生きがいづくり基金の項の次に次のように加える。

堺市動物愛護基金	動物の愛護を推進するための事業の資金に充てるため
----------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市総合防災センター条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第20号

堺市総合防災センター条例

(設置)

第1条 災害に関する知識及び防災技術の普及向上、防災意識の高揚等を図り、並びに消防職員等に対する教育訓練を実施するとともに、災害発生時における応急活動の拠点としての役割を果たすため、堺市美原区阿弥に堺市総合防災センター（以下「防災センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 防災センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 防災に関する資料及び装置の展示に関すること。
- (3) 消防職員、消防団員等の教育訓練に関すること。
- (4) 物資の備蓄及び災害応急対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業に関すること。

(施設)

第3条 前条の事業を行うため、防災センターに次の施設を置く。

- (1) 防災啓発施設
- (2) 消防訓練施設
- (3) 備蓄倉庫
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な施設

2 前項第1号に掲げる施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設とする。

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、防災啓発施設への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災啓発施設の管理上支障があると認められる者（禁止行為）

第5条 何人も、防災啓発施設において、次の行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 指定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災啓発施設の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、防災啓発施設からの退館を命ずることができる。

（損害の賠償）

第6条 防災センター（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（駐車拒否）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

（駐車場における禁止行為）

第8条 何人も、駐車場において、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第9条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(災害発生時等における利用の制限)

第10条 市長は、災害発生時における応急活動の拠点として防災センターを使用する場合その他防災センターの管理運営上必要があると認めるときは、防災センターの利用を制限することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、防災センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第21号

堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第85条第11号」を「第85条第12号」に改める。

第18条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「とし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第18条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とするとともに、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第18条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改

め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第24条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第84条第1項中「届け出の」を「届出の」に改める。

第85条中「届け出の」を「届出の」に改め、同条第15号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の堺市火災予防条例（以下「新条例」という。）第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に新条例第18条の2第1項に規定する急速充電設備を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、新条例第85条第11号の規定による届出をしたものとみなす。

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第22号

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「87,000円に」を「1件 87,000円に」に改め、同表の3の項中「、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」を「又は準特定屋外タンク貯蔵所」に、「従い」を「応じ」に、「の区分に係る」を「同項に定める」に、「の額とする。」を「に相当する額」に改め、同表の4の項中「、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクについて、備考に定める場合」を「又は準特定屋外タンク貯蔵所」に、「従い」を「応じ」に、「の区分に係る」を「同項に定める」に、「2分の1の額」を「2分の1に相当する額」に、「4分の1の額」を「4分の1に相当する額」に改め、同表の6の項中「15,000円に」を「1件 15,000円に」に改め、同表の7の項中「従い」を「応じ」に、「の区分に係る」を「同項に定める」に、「と同一の」を「に相当する」に、「2分の1の」を「2分の1に相当する」に改め、同表の8の項中「70,000円に」を「1件 70,000円に」に改め、同表の11の項中「による危険物の品名」の次に「、数量」を加え、同表の備考中「本表」を「この表の」に改める。

別表第3の9の項中「充てんする」を「充填する」に改め、同項を同表の11の項とし、同表8の項中「高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この表において「令」という。）」を「令」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の7の項の次に次のように加える。

8 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この表において「令」という。）第18	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器（以下「零下50度以下液化ガス容器」という。）	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
--	---	-------------------	--

条第2項第3号の規定に基づく 高压法第44条第1項に規定する 容器検査又は令第18条第2 項第4号の規定に基づく高压法 第49条第1項に規定する容器 再検査を受けようとする者		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき16,000円
		内容積500リットル未満の容器	1個につき6,600円
	繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器(零下50度以下液化ガス容器を除く。以下「繊維強化プラスチック複合容器等」という。) 高強度鋼容器(零下50度以下液化ガス容器及び繊維強化プラスチック複合容器等を除く。)	内容積150リットル以上の容器	1個につき320円 に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
		内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき320円
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
		内容積1リットル未満の容器	1個につき150円
	内容積30リットル以上の容器	1個につき210円 に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額	

	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき210円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
	内容積1リットル未満の容器	1個につき140円
その他の容器	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
	内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき7,100円
	内容積150リットル以上500リットル未満の容器	1個につき800円
	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき210円
	内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき170円
	内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき110円

		内容積1リットル未満の容器	1個につき80円
9 令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は令第18条第2項第7号の規定に基づく高圧法第49条の4第1項に規定する附属品再検査を受けようとする者	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品	内容積150リットル以上の容器に装置される附属品	1個につき31円
		内容積150リットル未満の容器に装置される附属品	1個につき24円
	その他の容器に装置される附属品	内容積1,000リットル以上の容器に装置される附属品	1個につき1,100円
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器に装置される附属品	1個につき540円
		内容積500リットル未満の容器に装置される附属品	1個につき21円

別表第4の2の項中「1通につき 630円」を「1通につき630円」に、「1回につき 460円」を「1回につき460円」に改め、同表の3の項中「34,000円」を「1件 34,000円」に、「14,000円」を「1件 14,000円」に、「20,000円」を「1件 20,000円」に改め、同表の5の項中「21,000円」を「1件 21,000円」に改め、同表の6の項中「17,000円」を「1件 17,000円」に改め、同表の7の項中「31,000円」を「1件 31,000円」に、「24,000円」を「1件 24,000円」に改め、同表の8の項中「充てん設備」を「充填設備」に、「充てん」を「充填」に、「28,000円」を「1件 28,000円」に改め、同表の9の項中「充てん設備」を「充填設備」に、「17,000円」を「1件 17,000円」に改め、同表の10の項中「充てん設備」を「充填設備」に、

「36,000円」を「1件 36,000円」に、「27,000円」を「1件 27,000円」に改め、同表の11の項中「充てん設備」を「充填設備」に、「27,000円」を「1件 27,000円」に改める。

別表第5中「53,000円」を「1件 53,000円」に、「38,000円」を「1件 38,000円」に、「22,000円」を「1件 22,000円」に、「46,000円」を「1件 46,000円」に改める。

別表第6の1の項中

「

別表第1の6の項の水張検査、水圧検査の区分による。	左欄の区分に応じた額
---------------------------	------------

を

」

「

別表第1の6の項の区分（水張検査及び水圧検査に係る部分に限る。以下この表において「水張検査等区分」という。）の例による。	水張検査等区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額に相当する額
--	--------------------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市歯科口腔保健推進条例を公布する。

令和3年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第23号

堺市歯科口腔保健推進条例

市民が生涯にわたって質の高い生活を送る上で、歯と口腔の健康を保持することは大変重要である。また、歯周病と全身疾患や口腔衛生と感染症との関連が指摘されるなど、歯と口腔の健康は、全身の健康保持に基礎的かつ重要な役割を果たしている。

そこで、市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むとともに、誰もが生涯にわたって継続して必要な歯科保健医療を受けることができる環境を整備し、関係者が相互に連携を図り、歯科口腔保健に関する取組を推進するためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、本市の歯科口腔保健の推進に関し、市の責務等を明らかにするとともに、本市における歯科口腔保健の推進に関する施策（以下「歯科口腔保健推進施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (2) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生又は教育に係る施策その他関連施策に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 事業者 市内の事業所において従業員を雇用して事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健推進施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯科口腔保健が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔機能及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生又は教育に係る施策その他の関連施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、歯科口腔保健推進施策を総合的かつ計画的に

推進するとともに、必要に応じてその結果を検証する責務を有する。

2 市は、歯科口腔保健推進施策に関し、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との相互の連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、事業者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第5条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、歯科口腔保健推進施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の責務)

第6条 保健医療等関係者は、歯科医療等関係者との連携及び相互の連携により、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科口腔保健推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、雇用する従業員に対する歯科検診及び歯科保健指導の機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科口腔保健推進施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、歯科口腔保健推進施策を積極的に活用すること等により、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科口腔保健推進施策の基本事項)

第9条 本市の歯科口腔保健推進施策の基本となる事項は、次のとおりとする。

- (1) かかりつけの歯科医師との連携による乳幼児期から高齢期までの生涯にわたって継続した歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上のための施策を推進すること。
- (2) 家庭において乳児期からの良好な歯と口腔環境を確保するため、母子保健事業における必要な施策を推進すること。
- (3) 認定こども園、保育所、地域型保育事業、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者並びに歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携による歯と口腔の健康づくり教育並びに科学的根拠に基づく効果的な歯科口腔疾患の予防のための施策を推進すること。
- (4) 保護者による適切な歯と口腔の健康づくりが行われていない子どもに必要な対応等に関する施策を推進すること。
- (5) 成人期における歯科口腔疾患の予防及び口腔に発症するがんの早期発見並びに高齢期における口腔機能の維持に必要な施策を推進すること。
- (6) 災害時における歯と口腔の衛生保持に必要な施策を推進すること。
- (7) 歯と口腔の健康づくりに関する教育及び食育を推進すること。
- (8) 地域における歯科口腔保健に関する現状の取組状況に対応した施策を推進すること。
- (9) 歯科口腔疾患に関連する糖尿病、循環器疾患その他の疾病及び喫煙による歯科口腔疾患への影響に対する施策を推進すること。
- (10) 障害者、介護を必要とする高齢者及び妊産婦等の定期的な歯科検診や歯科医療を受ける

ことが困難な者を対象とした施策を推進すること。

(11) オーラルフレイル（口に関するささいな衰えを放置したり、適切な対応を行わないままにしたりすることで、口の機能低下や食べる機能の障がい、更に心身の機能低下までつながる状態をいう。）の予防に必要な施策を推進すること。

(12) 地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確立の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定するものをいう。）において歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との緊密な連携を推進すること。

(13) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の人材確保及び資質の向上に必要な施策を推進すること。

(14) 歯科口腔保健に関する情報の収集、調査及び研究を推進すること。

(15) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に必要な事項に関すること。

（推進計画の策定）

第10条 市は、歯科口腔保健推進施策を総合的に推進するため、前条に規定する基本事項の推進について定める歯科口腔保健の推進に関する計画を策定するものとする。

（財政上の措置）

第11条 市は、歯科口腔保健推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（議会への報告）

第12条 市長は、毎年度、本市の歯科口腔保健推進施策の実施状況等を取りまとめ、その概要を議会に報告するものとする。

（公表）

第13条 市長は、本市の歯科口腔保健推進施策の実施状況について公表するものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。